

パレスチナ被災民に係る物資協力の実施について

（ 令和 6 年 1 月 2 6 日  
閣 議 決 定 ）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 7 9 号）第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、パレスチナ被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、令和5年度において、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（以下「UNRWA」という。）に対し、現在、ガザ地区においてパレスチナ被災民に対して行われているUNRWAの活動に協力するために必要な

- |     |           |         |
|-----|-----------|---------|
| (1) | 毛布        | 5,000枚  |
| (2) | 給水容器      | 10,000個 |
| (3) | ビニールシート   | 4,500枚  |
| (4) | スリーピングマット | 8,500枚  |

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

## 説 明

- 1 ガザ地区においては、昨年10月7日以降のイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突によって、本年1月16日までに、パレスチナ人23,000名以上が死亡、約190万人が避難を余儀なくされる等の甚大な被害が生じている。
- 2 ガザ地区では、上記被害に伴い、生活必需品が極端に不足し、人道的見地から看過し得ない状況となっている。
- 3 UNRWAは、ガザ地区において被災民救援等の人道的な国際救援活動を実施しているところ、今般、UNRWAから我が国政府に対し、ガザ地区におけるパレスチナ被災民に早急に必要とされる毛布、給水容器、ビニールシート及びスリーピングマットの譲渡要請がなされたものである。